

姫島村移住応援給付事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域を担う人材となる移住者の増加による地域活力の向上を図るため、村外から本村に移住しようとする者等（以下「移住予定者」という。）に対して、移住に必要な費用について、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付に関しては、姫島村補助金等交付規則（昭和35年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱及び大分県移住応援給付事業実施要領（以下「県実施要領」という。）の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「移住」とは、村外から本村へ転入を届け出ることをいう。ただし、職務上の転勤や出向等による一時的な転入及びその他これらに類する転入は除く。
- (2)「定住」とは、5年以上本村の住民基本台帳に記録され、生活の本拠を有することをいう。
- (3)「移住応援給付金」とは、引越や移住後の生活環境を整備するために必要な物品を購入する経費に充当するための一括給付金のことをいう。
- (4)「子育て世帯」とは、同一の世帯を構成する世帯員のうち、18歳未満の世帯員を帯同して移住する世帯をいう。なお、18歳未満の世帯員とは、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の者とする。
- (5)「その他世帯」とは、子育て世帯以外の世帯をいう。

(補助の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる要件は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

- (1) 村内に住所を有していない移住予定者または移住している者（以下「移住者等」という）のうち、移住から1年を経過していないことを確認できる者。ただし、県や村が実施する定住を前提とする教育機関への就学や長期間研修への参加、「地域おこし協力隊」などの活動への従事などの期間については、その期間を除外する。
- (2) 移住者等が職務上の転勤や出向等による一時的な転入でないことを確認できること。
- (3) 移住者等が定住を誓約できる者であることを確認できること。
- (4) 移住者等が姫島村移住支援事業費補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 移住者等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つものでないことを確認できること。

(事業区分及び補助額)

第4条 事業区分及び補助額は別表のとおりとする。

ただし、本事業以外に、国や県からの補助金が交付される場合は、その補助に係る部分の経費を除くものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、村長が別に定める期日までに村長に提出しなければならない。

(1) 移住後同一の世帯を構成する世帯員(以下「世帯員」という。)全員分の住民票又は戸籍の附票等

(2) 移住予定者等の定住誓約書(第2号様式)

(3) その他村長が必要と認める書類

2 調査同意書(第3号様式)を提出し、公簿で確認できる場合は、前項第1号の書類の提出を省略することができる。

3 村長は、前1項の申請があったときは、その審査をし、適当と認められたものについて補助金の交付を決定し、交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付決定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第5号様式)を村長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 村長は、補助金の交付を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

返還を命ずる場合は、姫島村移住応援給付事業費補助金返還通知書(第6号様式)により通知する。

(1) 申請書及びその他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 補助の対象に反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

事業区分	補助額
移住応援給付金	300千円/世帯 (子育て世帯)
	200千円/世帯 (その他世帯)